



問 環境政策課 ☎内線1561

〈テーマ〉犬・猫の飼育マナーについて

住民の方から「散歩の際に飼い犬のフンを持ち帰らない」、「飼い猫を屋外で放し飼いにしている方がいて、フンで困っている」などのご意見が寄せられています。フンを放置することは「牛久市環境美化の推進に関する条例」で禁止されており、環境美化を著しく害している」と認められた場合、飼います。

主に罰則(罰金)が適用される場合があります。

飼い犬のフンは必ず持ち帰りましょう。また、飼い猫は室内で飼いましょう。飼い主の方は周囲との無用なトラブルが生じないように、飼い犬、飼い猫のしつくと周囲への気遣いがとても大切です。ご協力をお願いします。

T家(ひたち野西) Mimi



【種類】MIX(メス4歳)

いつも窓際で外を観察しています。

I家(田宮)まぐ



【種類】柴犬(オス8カ月)

元気づげるやんちゃ坊主ですが、名前を呼ぶと小首を傾げる姿にメロメロです。

ペットの写真募集中!

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30~40字の紹介コメントを記入の上、メールか封書でお送りください。

【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課 わんにゃんこ」係 ☎ kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp

※封書の場合、写真は返却しません。※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。



犬、猫以外もOK! 自慢のペットをご紹介ください!

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ  
相談日 月~金曜日(午前9時~正午/午後1時~4時)  
問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

不安をあまり契約させる屋根工事の点検商法にご注意!

相談概要

訪問してきた業者から「近所で屋根修理をしている。たまたまお宅の前を通りかかったが、2階の屋根がずれているようだ」と言われ不安になり、その業者に点検してもらうことにした。翌日、業者が2人で来て屋根に上がり、点検終了後、撮影した動画をTVに映し「屋根瓦がずれている。修繕が必要だ」と説明を受けたが、瓦がずれているかどうかはよく分からなかった。また、業者からは「今回はたまたま通りかかった従業員がずれた屋根瓦を見つけたので補修工事を安くすることができると言われた。契約したが、不審なのでクーリングオフをしたい。

アドバイス

突然、訪問してきた業者から「屋根瓦がずれている」等と言われ、屋根の点検や屋根工事の契約を勧められた場合は、その場で点検依頼や契約はせず、相手の言うことが事実か、必要な工事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。

屋根工事の契約をする際は、複数業者から見積書をとって比較することも大切です。不安を感じたら、あきらめずに牛久市消費生活センターへご相談ください。

